

2014年8月号 NEWS

山本拓ネットワーク

山本拓国会事務所
 TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727
 takunetwork@yamamototaku.jp
<http://yamamototaku.jp/>
 自民党福井2区事務所
 TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

来年度予算の重要項目『ローカル・アベノミクス』（地域活性化策）

■来年度予算の編成に当たり、安倍政権の経済政策（アベノミクス）の効果を全国に波及させ、地域経済の好循環をもたらす『ローカル・アベノミクス』が重要項目として予算の大きな目玉となりました。実行可能な政策から直ちに具体化して実行し、地方の活性化を図る方針です。

■ローカル・アベノミクスの主要施策

- ①地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する伴奏支援プラットフォームの構築
- ②地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成
- ③ふるさと名物応援

- ④地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進
- ⑤若者・女性の創業促進を含めた中小企業・小規模事業者の新陳代謝
- ⑥総合的な政策推進体制の整備（司令塔となる本部の設置による東京一極集中傾向への歯止めと人口減少の克服

■これらの各点については、皆様のご要望を踏まえ、地域の声を活かした施策の立案・実行が不可欠となります。皆様のご意見をお聞かせください。

『平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』骨子案概要

来年度予算の編成に向け、7月22日、政府から自民党に『平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』の骨子案が示され、会議の結果、高市政調会長へ了承となり、内容が固まりました。

総論	<ul style="list-style-type: none"> ■予算は「中期財政計画」に沿って、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指すため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。
要求・要望	<ul style="list-style-type: none"> ■年金・医療等は、H26年度当初予算に自然増（高齢者等の増加による増加分等）を加算した範囲で要求。ただし、自然増の内容の厳格な精査を含め、合理化・効率化に最大限取り組む。 ■地方交付税交付金等については、「中期財政計画」との整合性に留意する。 ■義務的経費は、前年度予算額と同額を要求。国政調査経費増加等の特殊要因については加減算をする。その上で、聖域を設けず抜本的見直しを行い、可能な限り歳出抑制を図る。 ■その他の経費（政策等により縮減が可能な裁量性のある経費＝裁量的経費等）については、前年度予算額の一定の割合（100分の〇（＝要望基礎額））の範囲内で要求。 ■予算の重点化を進めるため、「骨太の方針2014」及び「『日本再興戦略』改訂2014」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、各省は上記要望基礎額の100分の〇の範囲内で要望する。
予算編成過程における検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ■要求・要望について、施策・制度の抜本的見直しや、各経費間の優先順位の厳しい選択を行う。その際、民間需要や民間のイノベーション誘発効果の高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視する。 ■既存の予算については、従来の計上方法にとらわれず、ゼロベースで見直しを行う。 ■「新しい日本のための優先課題推進枠」の要望は、税収等や歳出の動向を踏まえ、「中期財政計画」に定める基礎的財政収支の改善目標を達成できる範囲内で予算措置をする。 ■消費税率の引き上げは、税制抜本改革法附則18条に則って（経済状況等を総合的に勘案して）判断することとなっており、社会保障経費の充実等については、同条に基づく判断を踏まえた上で、H27年度の消費税増収分の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

「平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」骨子案のイメージ図

骨太の方針・成長戦略等を踏まえた諸課題について要望

要望

新しい日本のための優先課題推進枠

税収等や歳出の動向を踏まえ措置

税制抜本改革に伴う社会保障の充実

自然増
〇兆円

マイナス〇%

要望基礎額
裁量的経費

義務的経費

地方交付税交付金等

年金・医療等

聖域を設けることなく、施策・制度の抜本的見直し

16.1兆円

29.3兆円

14.7兆円

12.4兆円

H26年度
予算額
72.6兆円

北朝鮮による拉致問題等の早期全面解決へ 日朝協議 本格的に始まる！

【日朝間の最近の動き】

○5月26日～28日 日朝政府間協議「合意事項」

- ・北朝鮮側は、全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施し、最終的に、日本人に関する全ての問題を解決する意思を表明。
- ・日本側は、これに応じ、最終的に、現在日本が独自に採っている北朝鮮に対する措置（制裁）を解除する意思を表明。

○7月1日 日朝政府間協議「調査委員会の説明」

- ・「合意事項」に基づき、北朝鮮は、調査権限を持つ特別調査委員会に関する説明を発表（資料1）。

○7月4日 日本「対北朝鮮措置の一部解除」

- ・北朝鮮による説明及び対外的発表の内容を確認し、日本独自の制裁の一部解除を決定（資料2）。

【対北朝鮮措置（制裁）について】

北朝鮮に対する措置（制裁）は、大きく2種類に分類されます。①国連安保理決議に基づく制裁と、②日本が独自に行っている措置（制裁）があります。

①国連安保理決議に基づく制裁措置

北朝鮮が行った核実験や弾道ミサイル発射及び保有に対し、国連の安保理で採択された決議を基礎に北朝鮮に対して行っている経済制裁のことで、武器禁輸、贅沢品禁輸、指定資産凍結、金融制裁、指定者渡航禁止、貨物検査等が行われています。

②日本が独自に行う制裁措置

国連安保理決議に基づく制裁に追加して、外為法や特定船舶入港禁止法等により、日本が独自に行う経済制裁。今回の制裁解除の対象は、これらの一部です。

北朝鮮設置「特別調査委員会」に関する北朝鮮側の説明概要（抜粋）（資料1）

権限	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の特別な権限が、北朝鮮の最高指導機関である国防委員会から付与される。 <ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮の全ての機関を調査することができる ・必要に応じ参加関係機関及びその他の関係者をいつでも調査に動員できる
構成・体制	<ul style="list-style-type: none"> ■委員長1名（国防委員会安全担当参事兼国家安全保衛部副部長）、副委員長2名（国家安全保衛部参事、人民保安部局長）、国家安全保衛部、人民保安部、人民武力部、人民政権機関、その他の機関や関係者を含め、総勢30名程度で構成される。 ■調査対象毎に分科会を作る。分科会は①拉致被害者、②行方不明者、③日本人遺骨問題、④残留日本人・日本人配偶者の4つとする。
運営方法 調査の形式・方法	<ul style="list-style-type: none"> ■特定の分野を優先的に進めるのではなく、全ての分野を同時並行で進める。 ■調査を客観的・透明性を持って行うために、適切なタイミングで日本側関係者を受け入れる。 ■各分科会の調査が進み、日本の協力が必要となれば、日本の関係者の協力を求める。 ■各分科会の進捗状況は委員会に報告され、日本側に随時通報し、対策を立てる。 ■調査を深化させるため必要があれば、日本側関係者との面談、日本の機関が保有している資料の共有等を行う。

↓ 北朝鮮側からの上記説明を受け、日本は… ↓

日本政府が7月4日に解除した対北朝鮮制裁措置の内容（概要）（資料2）

人的往來の規制措置の解除	支払報告及び支払手段等の携帯輸出届出の下限金額の引下げ措置の解除	人道目的の北朝鮮籍船舶の入港
<ul style="list-style-type: none"> ■解除の対象： <ul style="list-style-type: none"> ①北朝鮮籍者の入国の原則禁止措置 ②在日の北朝鮮当局職員による北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止措置 ③日本人に対する北朝鮮への渡航自粛要請措置 ■北朝鮮籍者の入国は、入国申請があった場合、個別具体的に適切に審査する。 ※安保理決議で指定されている個人の入国は引き続き認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■報告を要する金額（下限額）の引下げ措置を解除 <ul style="list-style-type: none"> ①北朝鮮に住所・居所を有する人への支払 ②主たる事務所を有する法人その他の団体への支払 <p>下限 300万円超が要報告 ↓（緩和） 下限 3,000万円超が要報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ■届出を要する金額（下限額）の引下げ措置を解除 <p>北朝鮮を送り先とする現金等を携帯しての輸出</p> <p>下限 10万円超が要届出 ↓（緩和） 下限 100万円超が要届出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■人道物資輸送のための北朝鮮籍船舶の我が国への入港を可能にする。 ※特定船舶入港禁止法及び関係法令では、北朝鮮籍の船舶は入港禁止になっているが、人道物資輸送に限り、入港禁止の例外として入港を認めることを閣議決定。 ※入港する船舶への積込みが許されるのは、北朝鮮国内にいる人が個人で使用する人道物資（食料、医療品、衣料等）に限られる。原則輸出全面禁止措置は維持する。 ■入港が認められる場合も、原則として、事前に認められた人道物資の積込み以外の活動（乗員の乗下船、物資を日本国内で降ろすこと等）は認めない。また、貨物検査法や船舶の入港に関する関係法令及び手続は通常どおり適用されるので、貨物検査等が実施される。

◎北朝鮮から日本政府に対する第一次報告は9月頃の予定

北朝鮮から日本政府に対する北朝鮮の特別調査委員会の第一次調査報告が、夏の終わりから秋の始まりまでの間（概ね9月頃）にされるとの通知がなされています。それを踏まえた今後の更なる進展により、拉致問題等の早期全面解決に繋がることを強く期待しています。